

事務連絡  
令和2年2月29日

各都道府県人材開発主管部（局）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

求職者支援訓練部

御中

公共職業訓練部

職業リハビリテーション部

厚生労働省人材開発統括官付

人材開発政策担当参事官室

### 新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）

先般、「新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年2月27日付け事務連絡）をお知らせしたところですが、公共職業能力開発施設等において、訓練受講生や職員（以下「訓練受講生等」という。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、以下のとおり、当面の間の休校等のお願いしたい対応をお知らせいたします。

つきましては、事前に内容を把握いただき、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等には、適切に対応いただけるよう、お願いいたします。

また、管下の公共職業能力開発施設に対しても周知をお願いするとともに、委託先民間教育訓練機関、求職者支援訓練実施機関に対する周知の御協力をお願いいたします。

#### 1 訓練受講生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について 【訓練受講生本人が感染した場合について】

（1）感染した訓練受講生が、発熱や咳などの症状が出ている状態で通所していた場合には、職業訓練の実施主体（※）は、一部又は全部の休校を速やかに行うこと。休校の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。

（※）施設内訓練については公共職業能力開発施設、委託訓練については都道府県又は公共職業能力開発施設、求職者支援訓練については求職者支援訓練実施機関。以下同じ。

(2) 感染した訓練受講生が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で通所していた場合には、現時点の知見の下では、一律に休校が必要とまではいえない可能性もある。このため、職業訓練の実施主体は、休校に伴う訓練面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

【訓練受講生が感染者の濃厚接触者に特定された場合について】

(3) 訓練受講生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、職業訓練の実施主体において、当該訓練受講生に対し、出席停止の措置を取ること。

なお、この場合において、当該措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすること。

【感染者がいない公共職業能力開発施設等も含む積極的な休校について】

(4) (1) 及び (2) とは別に、地域全体での感染防止を目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学期末における休校日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない公共職業能力開発施設等も含む積極的な休校を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の訓練受講生が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要があること。

13コース  
23回

【発熱等の症状がある訓練受講生を休ませる指導の徹底について】

(5) 発熱等の症状がある訓練受講生については、感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する公共職業能力開発施設等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。

【職員における感染対策について】

(6) (1) から (5) については、職業訓練指導員はじめ職員（以下「指導員等」という。）についても、直接訓練受講生に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得等によって適切に対応すること。

指導員等を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該指導員等に代わって訓練等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。

### 【休校や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について】

- (7) 休校や出席停止の指示等を行う場合においては、訓練受講生が訓練を十分受けることができないことによって、習得に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補講や自宅学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- (8) 障害者職業能力開発校の休校、障害者職業訓練コースの休講及び障害者職業訓練を受講する訓練受講生に係る出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、障害特性を踏まえつつ、必要に応じ、休校等の期間中の訓練受講生をサポートする者の確保等に留意し、都道府県等とも十分に相談の上、休校等の規模や期間等も含め、負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

### 【医療的ケアを必要とする訓練受講生への対応等について】

- (9) 医療的ケアを必要とする訓練受講生であって、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者については、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医・医療的ケア指導医に現在の状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、通所時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。
- なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある訓練受講生についても同様の対応とすること。

### 【求職者支援訓練実施機関が上記の対応を実施する場合の協議先について】

- (10) 求職支援訓練実施機関が（1）から（9）の対応を実施する場合においては、都道府県労働局職業安定部及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部と事前に協議の上行うこと。

## 2 公的職業訓練の取扱いについて

### （1）施設内の職業訓練の取扱いについて

#### ① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

休校等の措置については1のとおりであるが、感染者の発生又は都道府県等の要請等により休校等した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続又は中止については、当該施設の感染者の発生状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断すること。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長しても差し支えないものとするが、

このうち離職者訓練については、公共職業安定所長が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、以下(5)の取扱いを参考すること。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、感染者の発生による休校等により職業訓練を受講することができなかった場合、「職業訓練の運用について」（平成24年3月30日能発0330第18号）別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取扱うものとする。

具体的には、訓練受講生の受けた訓練期間が予め定めた学科及び実技の訓練期間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ、訓練受講生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合には、補講を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとすること。

また、学卒者訓練の「修了」の判断については、感染者の発生による休校等のため、「修了試験」を兼ねた技能照査の実施が不可能となった場合には、上記「職業訓練運用要領」に定める修了要件を満たせば、上記と同様に修了の取扱いとする。

なお、訓練を中止とした訓練科のうち、休校開始時点の属する当該月末までに訓練が修了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を修了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について訓練受講生が訓練を受講している場合は、上記と同様に取り扱うことができるものとすること。

追って、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 委託による離職者訓練の取扱いについて

① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

休校等の措置については1のとおりであるが、感染者の発生又は都道府県等の要請等により休校等した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の継続又は中止については、当該民間教育訓練機関等の感染者の発生状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体である都道府県等が判断すること。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないもの

とするが、この場合、委託訓練の契約期間が変更となるとともに、公共職業安定所長が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、以下（5）の取扱いを参考すること。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

なお、委託訓練で休校を措置したのち、職業訓練を再開するに当たって、単年度契約である訓練について訓練期間を延長することによって年度を跨ぐこととなる場合には、会計年度の原則から、今年度に実施した分の経費は確定精算を行い契約を完了した上で、年度を超えて要する訓練経費については新たにその分の契約を締結すること。

## ② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、（1）②と同様に取り扱うこと。

### （3）離職者訓練のうち障害者の委託訓練の取扱いについて

（2）と同様に取り扱うこと。

### （4）求職者支援訓練の取扱いについて

#### ① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

休校等の措置については1のとおりであるが、感染者の発生又は都道府県等の要請等により休校等した求職者支援訓練実施機関において実施している求職者支援訓練の継続又は中止については、当該求職者支援訓練実施機関の感染者の発生状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体である求職者支援訓練実施機関が、都道府県労働局職業安定部及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「都道府県労働局等」という。）と協議の上、判断すること。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、訓練期間の延長について都道府県労働局等に協議するとともに、公共職業安定所長が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、以下（5）の取扱いを参考すること。

#### ② 職業訓練の「修了」の判断

訓練を中止とした訓練科のうち、休校開始時点の属する当該月末までに訓練が修了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を修了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの訓練時間の80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合は、当該訓練を修了したものとして取り扱うことができる

ものとする。

なお、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

#### (5) 受講あっせん等の取扱い

当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合においては、当初予定訓練実施期間を超えて訓練を行うこととなり、受講あっせん期間の変更を行う必要がある。

その取扱いについては、追って、職業安定局・人材開発統括官から都道府県労働局職業安定部長あてに速やかに通知することとしており、通知次第、情報提供するので、留意されたいこと。